

2020
11月
No.632

忍
広報

かみきたやま



10/17 第13回ふれあい祭り

■ 主な内容

村の出来事…………… P 2～3
ふるさと納税にご協力ください…………… P 3
令和元年度決算報告…………… P 4～5
令和2年度上半期財政状況の公表…………… P 6～7
年金だより…………… P 8

第72回人権週間ほか…………… P 9
奈良県医師会健康情報…………… P 10
保健師だより…………… P 11
上北山村長選挙…………… P 12

—— 毎月11日は「人権を確かめあう日」 ——

村の出来事 Topics

第13回 ふれあい祭り

10月17日(土)、上北山やまゆり学園体育館において「第13回ふれあい祭り」が行われました。

今年のふれあい祭りのテーマは「努力」で「全演目で全力を尽くす」「後悔のない時間にしよう」と、園児・児童・生徒全員の心を一つに、来場者に笑顔をお届けしようと一生懸命頑張りました。

やまゆり保育園からは園児たちが忍者姿に扮したお遊戯「しゅりけんにんじゃ」が披露されました。

小中学生からは村の伝統芸能「北山宮神楽」や1年生の「くじらぐも」や2年生の「スイミー」などの劇が披露されました。

また、今年で10回目を迎える「DANCING EXILE X」では集大成としてこれまで過去に披露された曲など10曲をメドレーにダンスが披露されました。



令和2年度上北山剣道クラブ
全日本剣道連盟認定段位審査合格者

令和2年に昇段された方は次のとおりです。(敬称略)

【全日本剣道連盟主催(奈良市ならでん武道場)】

■令和2年8月10日

二段 田垣内 蓮(中3) 初段 ハマン・ソーヤ



“火の用心”

消防パレードを行いました。

11月9日(月)、村消防団により村民への防火防災意識の向上を目的に消防パレードが実施されました。パレードが終了すると河合河川敷駐車場にて消防ポンプ等の点検や操作確認が行われました。



11月4日(水)、振興センター3階大集会室において、長きにわたり本村の観光協会長を務められた更谷昌美氏に現観光協会長である高澤昭一氏より感謝状が贈呈されました。

感謝状の贈呈

更谷氏は観光協会長として平成4年5月11日から令和2年6月29日までの28年間、本村の観光振興に大きく貢献されました。

みなさん

ふるさと納税(寄附)にご協力ください

“上北山村に生まれ育った”“大台ヶ原を訪れたことがある”方など、上北山村に“思い”のあるみなさん、上北山村の発展のためにふるさと納税(寄附)のご協力をお願いします。また、応援していただける親戚の方や知人をご紹介します。

ふるさと納税って？

ふるさと納税は生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域、これから応援したい地域へ寄附をすることにより応援する制度で、地方公共団体(都道府県や市区町村)に寄付をしていただいた場合に、一定の限度まで個人住民税、所得税とあわせて税額控除する寄付金税制のことです。

● 額控除の内容

上北山村に対する寄付金のうち2千円を越える部分について、一定の限度まで所得税と個人住民税を合わせて控除されます。

※ 寄付金控除を受けるためには、確定申告等が必要となります。控除額は、寄付者の家族構成や所得額などによって異なります。

● 寄附の方法

- ① 寄附申込書を作成
 - ◇ 役場に連絡して郵送を依頼 ◇ 役場ホームページからダウンロード
- ② 寄附申込書の送付
 - ◇ 郵送 ◇ FAX ◇ 電子メール ◇ 持込
- ③ 寄附をする
 - ◇ 郵便振替 ◇ 口座振替 ◇ 現金書留 ◇ 役場窓口
 - ◇ ふるさと納税ポータルサイト(ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税)
 - ※ ふるさと納税ポータルサイトを利用する場合①、②の作業は不要です。



● 問い合わせ先、申込先

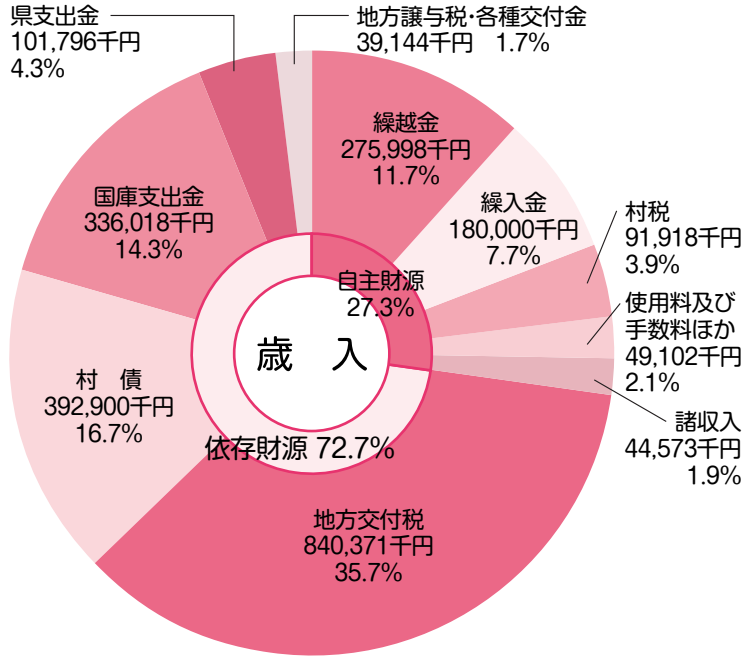
上北山村総務課 電話 07468-2-0001 FAX 07468-3-0265

〒639-3701 奈良県吉野郡上北山村大字河合330番地 E-MAIL furusato@vill.kamikitayama.lg.jp

令和元年度の一般会計・特別会計の決算が9月議会で認定されました。村民の皆さんが納められた貴重な税金や国、県からの補助金などが、村づくりにどのように使われたのか、村の決算の概要、財政の状況についてお知らせします。

歳入

村に入ったお金は**23億5,182万円** (対前年度伸率45.9%)



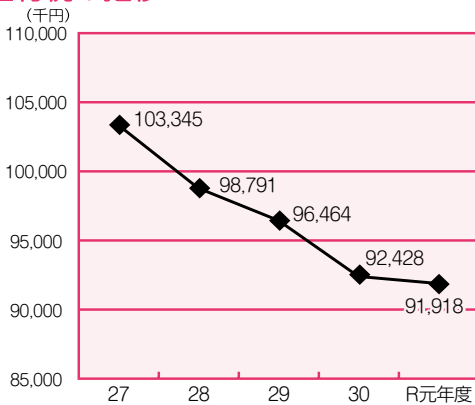
◆自主財源 (自主的に歳入することができる財源)

- 繰越金: 前年度から持ち越された余剰金
- 繰入金: 基金から充当された資金
- 村税: 村民税や固定資産税など、村民の皆さんに納めていただいたお金
- 使用料及び手数料: 村の施設の使用や住民票の交付など、特定の行政サービスを受けた人に負担していただいたお金

◆依存財源 (国や県などから交付される財源)

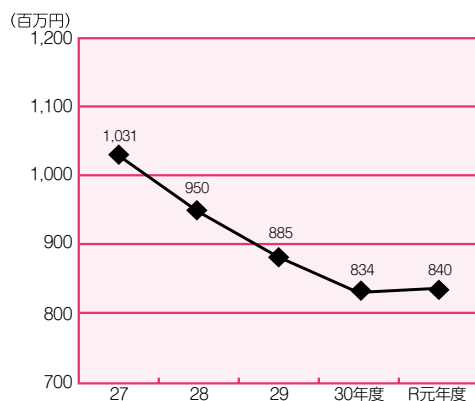
- 地方交付税: 村の財源状況に応じて国から交付されたお金
- 村債: 特定の事業を行うために国などから借り入れたお金
- 国庫支出金: 特定の事業を行うために国から交付された負担金、補助金などのお金
- 県支出金: 特定の事業を行うために県から交付された負担金、補助金などのお金
- 地方譲与税: 国税として徴収され、地方自治体へ譲与されるお金

■村税の推移

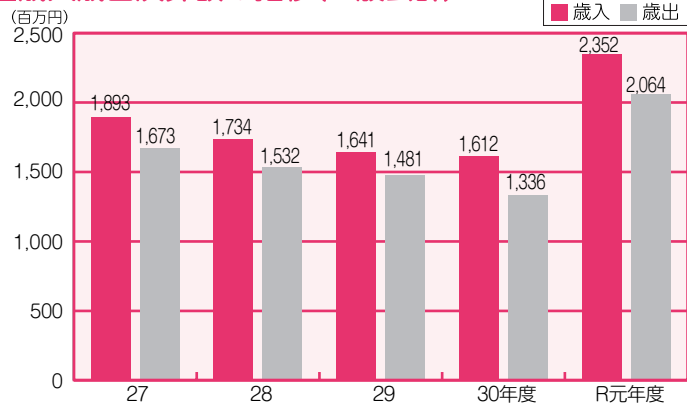


歳入は、前年度より7億3,959万6千円の増額で、増額の主な要因としては村債3億400万円、国庫支出金2億6,051万6千円の増額で、繰越し事業であった「上北山拠点施設リニューアル事業」や令和元年度分では「防炎情報伝達システム(タブレット各戸配布)事業」等に伴い増額しました。歳入の35.7%を占める地方交付税では596万5千円の増収となりました。村税は納税義務者の減少等により減少傾向が続いており、村民税(個人法人)、固定資産税、軽自動車税の減収等により前年度より51万円の減収となりました。

■地方交付税の推移



■歳入歳出決算額の推移(一般会計)



令和元年度

決算報告

歳出

村に使ったお金は**20億6,437万7千円** (対前年度伸率54.5%)

総務費：庁舎の維持管理や地方創生、戸籍、徴税、選挙、監査事務など村の総括的な事務に使ったお金

農林水産商工費：農林水産業、商工業、観光の振興などに使ったお金

民生費：社会福祉や医療助成など、安定した社会生活を保証するために使ったお金

公債費：国などから借り入れたお金(村債)の返済などに使ったお金

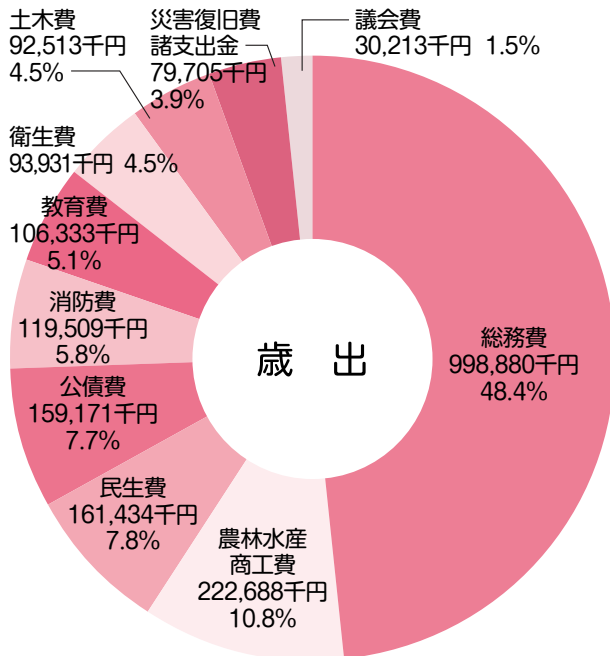
消防費：消防や防災対策に使ったお金

教育費：小中学校、社会教育や保健体育など、教育各般に使ったお金

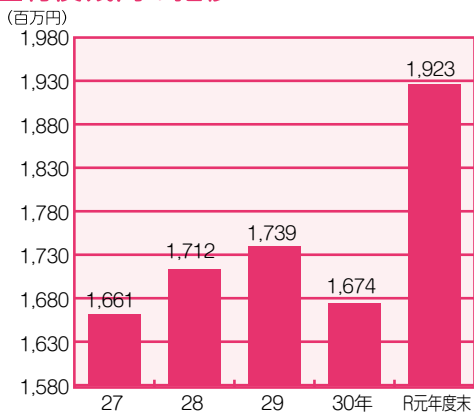
衛生費：健康診断や各種検診、ごみ処理など健康で衛生的な生活環境を保つために使ったお金

土木費：道路、公営住宅などの整備や維持管理に使ったお金

災害復旧費：災害によって道路や山林などに生じた被害を復旧するために使ったお金

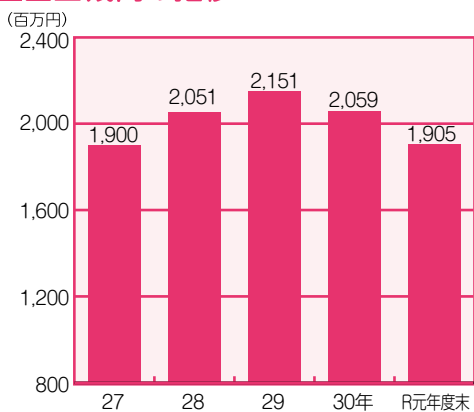


■村債残高の推移



歳出の主な増減として、総務費では上北山拠点施設リニューアル事業等により6億1,364万8千円の増額、災害復旧費では、林道災害復旧費等により7,244万6千円の増額、消防費では防炎情報伝達システム(タブレット各戸配布)事業等により2,743万5千円の増額、教育費では生涯学習センター外構改修事業及び小中学校グラウンド改修事業等により1,075万2千円の増額、土木費では道路橋梁新設改良費等により740万8千円の減額となりました。

■基金残高の推移



■特別会計決算の状況

会計別	歳入		歳出	
	決算額	対前年度伸率	決算額	対前年度伸率
簡易水道事業	3,747万4千円	61.9%	3,332万9千円	78.8%
国民健康保険	8,675万2千円	△ 23.6%	8,279万3千円	△ 20.7%
国保診療所	7,464万1千円	9.6%	6,672万1千円	11.1%
介護保険	1億3,457万9千円	16.1%	1億1,462万9千円	4.2%
後期高齢者医療	1,694万6千円	△ 0.7%	1,634万7千円	△ 0.5%

公表

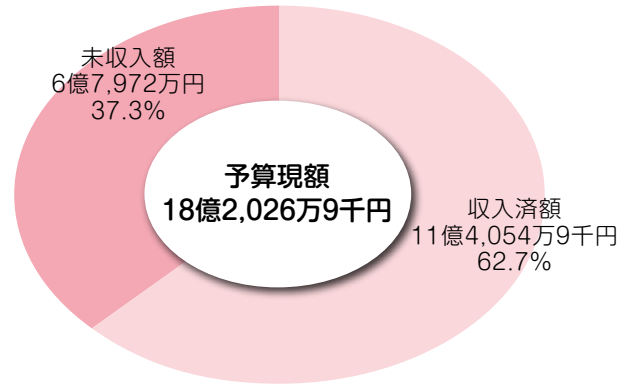
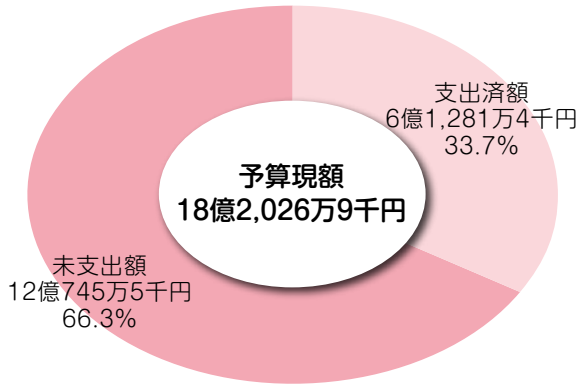
村民の皆さんに財政状況をお知らせし、村政に対するご理解とご協力をいただくため、村の「財政状況」を公表しています。
令和2年度上半期（4月～9月）の予算の執行状況の概要をお知らせします。

■一般会計予算の収入・支出状況（令和元年度繰越明許費は含みません。）

歳出（グラフ②）

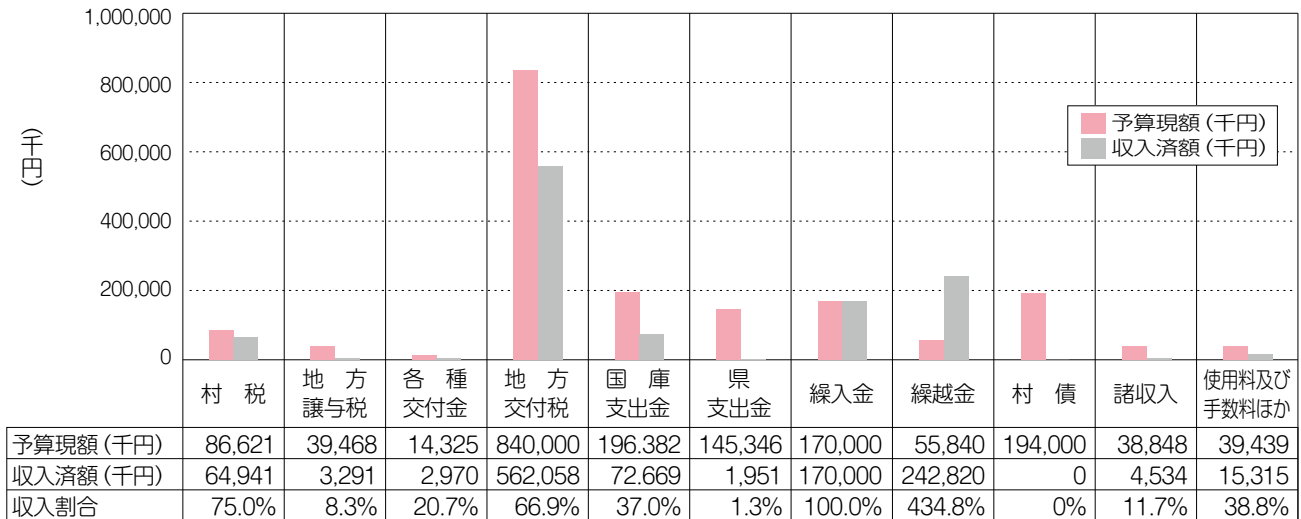
《一般会計》

（グラフ①） 歳入

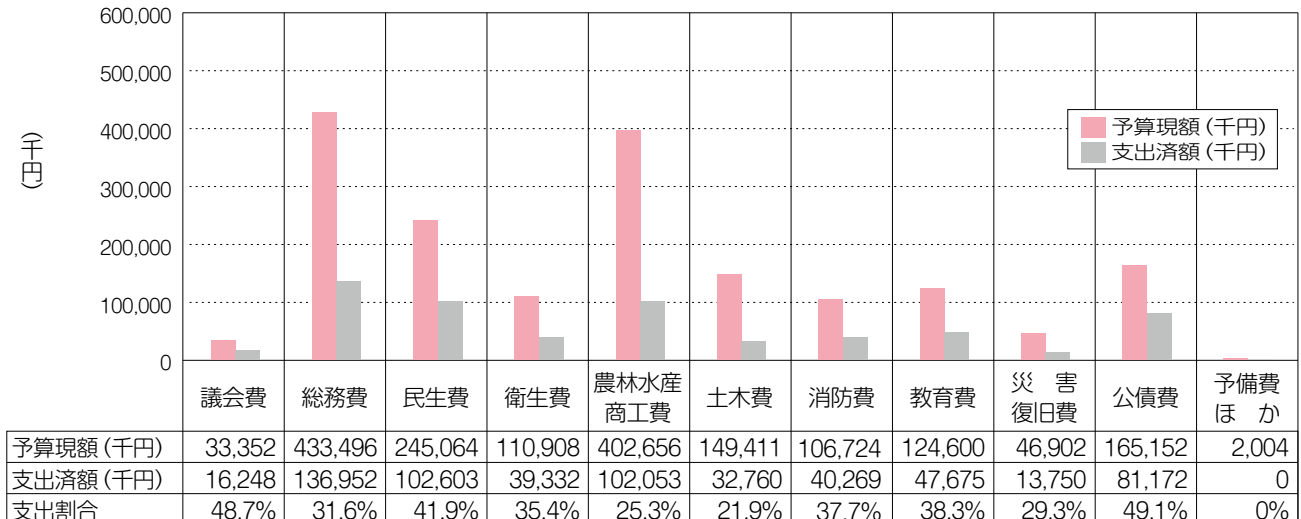


■一般会計予算の科目別収入・支出状況（令和元年度繰越明許費は含みません。）

収入状況



支出状況



令和2年度
上半期

財政状況の

■一般会計歳入(グラフ①)

一般会計の歳入は、9月末の収入済額が11億4,054万9千円で、予算に対して62.7%の収入割合となっており、前年度同期と比べて10.9%高くなっています。

■一般会計歳出(グラフ②)

一般会計の歳出は、支出済額が6億1,281万4千円で、予算に対して33.7%の支出割合となっており、前年度同期と比べて2.9%高くなっています。

■村税(グラフ③)

村税収入は、6,494万1千円で、予算に対して75%の収入割合で、前年度同期と比べて1.4%高くなっており、村税の74%が固定資産税、21%が村民税となっています。

■村債・基金(表①・②)

村債残高は、令和2年度末現在高見込み21億339万3千円で、前年度末と比べ1億7,993万9千円増加する見込みです。

基金は、令和2年度末現在高見込み17億3,491万7

千円で、前年度末と比べて1億6,996万6千円減少する見込みです。

■特別会計(表③)

特別会計の収入済額は、合計1億3,104万5千円で37%の収入割合となっており、前年度同期と比べて1.1%低くなっています。

支出済額は、合計1億806万5千円で30%の支出割合となっており、前年度同期と比べて1.1%低くなっています。

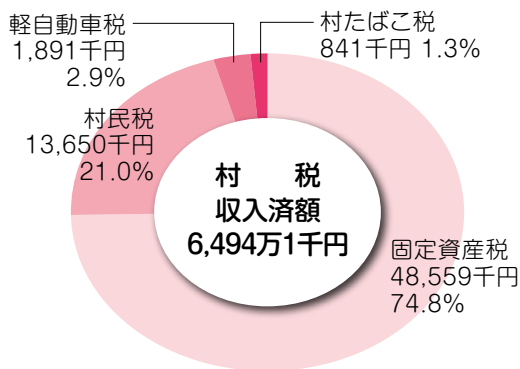
■村債の現在高 (表①) (単位：千円)

会計名	令和元年度末現在高	令和2年度増減額見込み		令和2年度末現在高見込み
		借入額	元金償還額	
一般会計	1,802,566	345,500	1,157,594	1,990,472
特別会計	120,888	1,800	9,767	112,921
簡易水道事業	110,081	1,800	7,708	104,173
国保診療所	10,807	0	2,059	8,748
合計	1,923,454	347,300	1,673,361	2,103,393

■基金の現在高 (表②) (単位：千円)

区分	令和元年度末現在高	令和2年度増減額見込み		令和2年度末現在高見込み
		積立額	とりぐすし額	
積立基金	1,865,841	30	170,000	1,695,871
運用基金	39,042	4	0	39,046
合計	1,904,883	34	170,000	1,734,917

■村税収入の状況 (グラフ③) (9月末現在)



■特別会計予算の収入・執行状況 (表③) (令和元年度繰越明許費は含みません。)

(単位：千円)

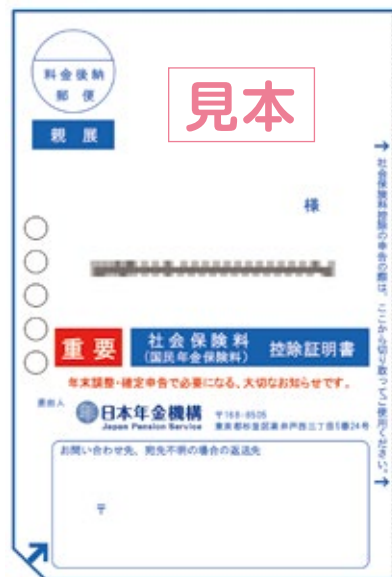
区分	予算現額	令和2年9月30日現在	
		収入済額 (収入割合)	支出済額 (支出割合)
簡易水道事業	25,122	7,053 (28.1%)	10,039 (40.0%)
国民健康保険	89,380	35,532 (39.8%)	23,514 (26.3%)
国保診療所	74,030	18,273 (24.7%)	26,607 (35.9%)
介護保険	146,524	65,100 (44.4%)	41,827 (28.5%)
後期高齢者医療	19,194	5,087 (26.5%)	6,078 (31.7%)
合計	354,250	131,045 (37.0%)	108,065 (30.5%)

令和2年の 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を 送付します。

令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、令和2年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付しています。

所得税及び住民税の申告において、今年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお願いします。



発送時期	対象者
令和2年10月31日	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和3年2月5日 (※予定)	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関する概要、よくあるご質問(Q&A)等については、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)内に控除証明書の説明ページを設け、ご案内しています。



同ホームページでは、控除証明書に関するよくあるお問い合わせに24時間自動で回答する相談チャットを解説しています。

また、今年から日本年金機構公式 Twitter でも控除証明書について情報をツイートしています。



村の

電話帳



役場 2-0001

ワースリビングかみきた
診療所 2-0016
(休日及び午後5時15分以降は、役場に転送されます。)

保健福祉課 3-0380
社会福祉協議会 2-0129

教育委員会 2-0066

上北山やまゆり学園 2-0027

やまゆり保育園 2-0230

村民総合会館 3-0330

白川公民館 3-0120

ふるさとふれあい会館 3-0218

一般社団法人
ツーリズムかみきた 2-0102

上下北山衛生センター
し尿 5-2227
ゴミ 5-2251

吉野警察署河合駐在所 2-0005

吉野消防署北山分署 5-2450

吉野土木事務所
工務第二課 2-0098

関西電力株高田営業所
0800-777-8051



火災時の通報

119通報(消防署)と同時に、役場にも必ず通報してください。

第72回人権週間 12月4日～10日

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心～

毎年12月4日から12月10日の1週間は「人権週間」と定められ、全国的に人権啓発に取り組む週間となっています。

性差別、障害者差別、外国人差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を目指しましょう。

私たち1人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことが大切です。

コロナ差別のない社会に

新型コロナウイルス感染症は、誰しものが感染する病気です。

私たちが闘っているのは、ウイルスであり、人ではありません。

感染された方やその家族等への偏見や差別、誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)は決して許されません。



一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、「誰か」のことではなく、自分自身のこととして考えてください。

インフルエンザ

現在、新型コロナウイルスが猛威をふるっています。毎年冬になるとインフルエンザの流行が始まります。今年の冬は同時に流行する可能性があるため、インフルエンザのワクチンは接種すべきでしょう。

しかし、そもそもインフルエンザウイルスはどこからやって来て広がっていくのでしょうか？ 諸説あるようですが、最も信憑性が高いと考えられているのが次の説です。北極圏にある渡りガモの営巣地の湖沼にはインフルエンザウイルスが常に存在し、そこで新しく生まれたヒナはウイルスの洗礼を受け、成鳥となって南に渡っています。カモは中国南部にたどり着き、アヒルなどの家禽に感染し、さらにブタに感染する。ブタはヒトのウイルスにも感染するため、ブタの体内で2つのウイルス間に遺伝子の交換が起こる。

こうして新しいインフルエンザ

ウイルスが発生するということになります。

歴史を辿れば、紀元前412年のヒポクラテスの時代の記録が残っています。我が国では、平安時代や鎌倉時代の記録にインフルエンザが疑われる記述があるようです。また、「北辰一刀流」免許皆伝の坂本龍馬が切り倒されたのは、梅毒による神経症状以外に流感（インフルエンザ）に罹っていたためという説もあります。

このように長い期間戦ってきて未だに制御しきれていないとは、ウイルスはなんてやっかいなものなのでしょう。

新型コロナウイルスについても気長に付き合っていかなければならないのかも知れません。

奈良県医師会



ピロリ菌と胃の病気

「ピロリ菌」という言葉を、一度は耳にした事があると思います。正式には、ヘリコバクター・ピロリという名前で、胃の中に生息している大変小さな細菌です。感染時期は、また免疫力が弱い5歳頃までの乳幼児期で、成人になつてからの感染はほとんどありません。乳幼児期の不衛生な飲み水（井戸水など）、感染している家族からの食事介助等が感染原因と考えられています。

ピロリ菌が原因となる胃疾患としては、「胃がん」「胃MALTリンパ腫」「胃潰瘍（いかいよう）」「萎縮性胃炎（いしゆくせいいえん）」などがあります。

乳幼児期にピロリ菌に感染すると、胃粘膜が徐々に破壊され、胃粘膜には痛覚がないため、自覚症状がほとんどないまま胃炎となります。そこに塩分、アルコール、発がん性物質などが加わる事により、胃がんや胃潰瘍が発生します。

ピロリ菌の検査方法はいくつもあります。胃内視鏡検査をして胃粘膜を採取して調べる方法、血液検査、便検査、尿検査、呼吸試験などがあります。ただし、保険を使って調べるには、最初に胃内視鏡検査をして胃がんおよび胃炎の有無などを確認する必要があります。

検査でピロリ菌を認めた場合は、薬を1週間内服する事で9割前後の方が除菌できます。また、一度除菌が成功すると再感染はほとんどないと言われています。その後は、胃がん、胃潰瘍の発生頻度が減少します。ただし高齢で除菌を行った場合は、その効果が少ない事も分かっています。

40歳を超えたら胃部症状がなくても、ぜひ一度は、胃内視鏡検査をする事をお勧めします。

奈良県医師会

こんにちは保健師です

今回のテーマ

お酒と健康



適正飲酒の10か条

正しいお酒の飲み方「適正飲酒」とはどのようなことでしょうか。それをわかりやすく簡潔に整理したものが「適正飲酒の10か条」です。

- ① 談笑し、楽しく飲むのが基本です。
- ② 食べながら適量範囲でゆっくりと
- ③ 強い酒 薄めて飲むのが

- ④ つくろつ
- ⑤ よ 週に2回は休肝日
- ⑥ やめようよ きりなく長い飲み続け
- ⑦ 許さない 他人への無理強い・イッキ飲み
- ⑧ アルコール 薬と一緒に
- ⑨ 飲まない 妊娠中と授乳期は
- ⑩ 飲まない 飲酒後の運動・入浴
- ⑪ 要注 意
- ⑫ 肝臓など 定期検査を忘れずに

飲酒習慣

スクリーニングテスト

自分自身の飲酒習慣を次のスクリーニングテストで振り返ってみましょう。(左図)

年末年始となり、飲酒の機会も増えます。適正飲酒を守り、楽しく健康的にお酒を楽しみましょう。

厚生労働省は「健康日本21」の中で「節度ある適度な飲酒」を以下のように定義しています。「通常のアルコール代謝機能を有する日本人においては、節度ある適度な飲酒として、一日平均純アルコールで20g程度である」。この20gとは、大体「ビール中ビン1本」「日本酒1合」「酎ハイ(7%) 350ml缶1本」「ウイスキーダブル1杯」などに相当します。この数値は日本人や欧米人を対象とした大規模な研究から、アルコール消費量と総死亡率の関係を検討し、それを根拠に割り出されたものです。

- ① 未成年者 心身の発達を害することがあるため
- ② 飲酒運転 運動機能が低下するため(道路交通法) また、強制的にイッキ飲みさせる行為は、急性アルコール中毒を起こさせ、最悪のときには「死」という結果を招くことがあります。

飲酒習慣スクリーニングテスト (AUDIT)

AUDIT (The Alcohol Use Disorders Identification Test) は、WHO (世界保健機関) が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストです。

過去1年間の飲酒の状況について、あてはまる番号を□の欄にご記入ください。各番号は点数を示します。

① あなたはアルコール含有飲料をどのくらいの頻度で飲みますか？

0. 飲まない

1. 1ヶ月に1度以下

2. 1ヶ月に2～4度

3. 1週間に2～3度

4. 1週間に4度以上

⑥ 過去1年間に、深酒の後、体調を整えるために、朝に迎え酒をしたことが、どのくらいの頻度でありましたか？

0. ない

1. 1ヶ月に1度未満

2. 1ヶ月に1度

3. 1週間に1度

4. 毎日あるいはほとんど毎日

② 飲酒するときは通常、お酒の純アルコール換算でどのくらいの量を飲みますか？

0. 1～2ドリンク (10～29g)

1. 3～4ドリンク (30～49g)

2. 5～6ドリンク (50～69g)

3. 7～9ドリンク (70～99g)

4. 10ドリンク以上 (100g以上)

⑦ 過去1年間に、飲酒後、罪悪感や自責の念にかられたことが、どのくらいの頻度でありましたか？

0. ない

1. 1ヶ月に1度未満

2. 1ヶ月に1度

3. 1週間に1度

4. 毎日あるいはほとんど毎日

③ 1度に純アルコール換算で60g以上飲酒することがどのくらいの頻度でありますか？

0. ない

1. 1ヶ月に1度未満

2. 1ヶ月に1度

3. 1週間に1度

4. 毎日あるいはほとんど毎日

⑧ 過去1年間に、飲酒のため前夜の出来事を思い出せなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？

0. ない

1. 1ヶ月に1度未満

2. 1ヶ月に1度

3. 1週間に1度

4. 毎日あるいはほとんど毎日

④ 過去1年間に飲み始めると止められなかったことがどのくらいの頻度でありましたか？

0. ない

1. 1ヶ月に1度未満

2. 1ヶ月に1度

3. 1週間に1度

4. 毎日あるいはほとんど毎日

⑨ あなた自身の飲酒のために、あなた自身がけがしたり、他の誰かにけがを負わせたことがありますか？

0. ない

2. あるが、過去1年間はなし

4. 過去1年間にあり

⑤ 過去1年間に、普通だと言えらることを飲酒していたためにできなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？

0. ない

1. 1ヶ月に1度未満

2. 1ヶ月に1度

3. 1週間に1度

4. 毎日あるいはほとんど毎日

⑩ 肉親や親戚、友人、医師、あるいは健康管理に携わる人が、あなたの飲酒について心配したり、飲酒量を減らすように勧めたりしたことがありますか？

0. ない

2. あるが、過去1年間はなし

4. 過去1年間にあり

最後に合計点数もご記入ください。合計 点

AUDITの点数が示す飲酒の影響と望ましい対処

- 0点 危険の少ない飲酒 8点 危険の高い飲酒 15点 アルコール依存の疑い
- ◇0～8点 今のところ、危険の少ないお酒の飲み方です。今後も健康的なお酒との付き合いを心がけましょう。
 - ◇9～14点 将来、あなたの健康や社会生活に影響が出る恐れがあります。節度ある飲酒を心がけましょう。
 - ◇15点～ 今の飲酒習慣ではアルコール依存になる恐れがあります。飲酒量を減らすことを強くお勧めします。

てんいち先生



上北山村長選挙



投票日 **12月6日(日)**

問い合わせ先 **上北山村選挙管理委員会 ☎2-0001**

任期満了に伴う「上北山村長選挙」は12月1日に告示され、12月6日に投票が行われます。村長選挙は、わたしたちの代表として、これからの4年間の村政を担う首長を選ぶ大切な選挙です。村の将来を決める貴重な1票を無駄にしないよう投票日には皆さんそろって投票しましょう。

●投票できる人

次の(1)~(3)の要件を満たす人です。

- (1) 平成14年12月7日以前に出生した人。
- (2) 令和2年8月30日以前に上北山村に住民登録をし、引き続き3か月以上村内に居住している人。(ただし、投票日当日までに村外へ転出された人は投票できません。)
- (3) 令和2年12月6日現在で、公職選挙法の規定による選挙権の停止を受けていない人。

●投票時間

投票所での投票時間は、午前7時から午後6時までです。投票所は、村選挙管理委員会が郵送する「投票所入場券」に記載されています。投票の際には、入場券を忘れずにお持ちください。

投票所では、受付が済むと投票用紙が渡されます。自分の選びたい「候補者1人の氏名」を書いて投票してください。

※体が不自由な人や字の読み書きができない人は、代理投票ができます。詳しくは係員にご相談ください。

●期日前投票

投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定のある人、何らかの用事があり投票区の区域外に旅行や滞在が見込まれる人などは、期日前投票ができます。

- ・期間 12月2日(水)~12月5日(土)
- ・時間 午前8時30分~午後8時
- ・場所 上北山村振興センター 2階会議室

●不在者投票

出稼ぎなどで村外に滞在している人は滞在先の市区町村の選挙管理委員会で、不在者投票ができる施設として指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、施設内で不在者投票ができます。また、体が不自由で投票所に行けない人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、自宅で郵便による方法で投票ができます。この方法で投票ができる人は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険保険者証のいずれかをお持ちの人で、それぞれの定められた障害の程度にあてはまる人に限られます。いずれも手続きに日数を要しますのでご注意ください。

●開票

- ・日時 12月6日(日)午後8時から
- ・場所 上北山村振興センター 大集会室
- ※参観はできませんが、会場の都合で人数等を制限する場合があります。

税・保険料の納期限

【11月30日】

- ・国民健康保険税 第5期
- ・後期高齢者医療保険料 第5期

納期限までに納めましょう。
便利な口座振替もご利用ください。

村のようす

世帯数	303	(±0)
人口	489	(-1)
男性	251	(-1)
女性	238	(±0)
面積	274.22	km ²

令和2年11月1日現在